

**福島空港台湾便利用促進窓口設置事業（アウトバウンド）  
公募型プロポーザル募集要領**

**1 事業の目的**

福島空港への台湾直行便就航にあたり、日本側の現地窓口を設置し、日本国内の旅行会社に対するセールス活動等を実施することで、台湾便を利用した旅行商品造成を促進し、直行便の安定的な運航及び将来の定期便化につなげる。

**2 事業概要**

**(1) 委託業務名**

福島空港台湾便利用促進窓口設置事業（アウトバウンド）

**(2) 委託費の上限額**

3, 894千円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

**(3) 委託業務内容**

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

**(4) 委託契約期間**

契約の日から令和7年3月19日まで

**3 主なスケジュールについて**

| 日 時                | 内 容         |
|--------------------|-------------|
| 令和6年3月 6日（水）       | 公募開始        |
| 令和6年3月 8日（金） 17時まで | 質問書の提出期限    |
| 令和6年3月11日（月） 17時まで | 質問書への回答     |
| 令和6年3月15日（金） 17時まで | 参加申込書の提出期限  |
| 令和6年3月22日（金） 17時まで | 企画提案書等の提出期限 |
| 令和6年3月下旬 予定        | 審査結果の通知     |
| 令和6年4月上旬 予定        | 契約締結        |

**4 参加資格について**

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続

き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（企画提案書を提出する者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県観光交流局空港交流課（以下、「空港交流課」という。）のホームページからダウンロードすること。

なお、空港交流課窓口又は郵送等での配布は行わない。

## 6 プロポーザルに係る参加申込及び企画提案書等の提出について

### (1) 質問の受付

ア 提出書類：質問書（様式第1号）

イ 提出期限：3で定めるとおり（必着）

ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

※FAX又は電子メール送信後は電話で着信確認すること。

エ 回答方法：競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、3で定める期限までに空港交流課のホームページに掲載する。

### (2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類：①参加申込書（様式第2号）

②会社概要や業務分野が記載されたパンフレット等 1部

イ 提出期限：3で定めるとおり（必着）

ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

※FAX又は電子メール送信後は電話で着信確認すること。

### (3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、6の(2)参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については7のとおり）

②本業務に類似した業務受託実績一覧

（令和3年度～令和5年度）

イ 提出部数：7部

ウ 提出期限：3で定めるとおり（必着）

エ 提出方法：郵送又は持参

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

### (4) 提出先

各書類の提出先は、「13 問合せ及び提出先」のとおり。

なお、提出された書類等は返却しない。

## 7 企画提案書類について

### (1) 内容

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、仕様書の内容及び以下のア～カについて盛り込み、事業費内に収まるように積算すること。

#### ア 提案1：台湾直行便の商品造成促進活動について

国内の旅行会社等に対して実施する福島空港を利用した台湾直行便の旅行商品造成促進への取り組みを記載すること。

#### イ 提案2：国内の旅行会社向けプロモーションの実施について

福島空港台湾直行便の維持拡大のため、国内の旅行会社向けに行うプロモーション等について、戦略及び具体的な内容を記載すること。

#### ウ 提案3：事業効果の設定と検証

提案1及び提案2の事業を評価するための定量的な評価項目、現状数値及び目標値を設定すること。

#### エ 提案4：独自提案

その他の取り組みにおいて、独自の提案を記載すること。

#### オ 作業スケジュール及び進行管理

作業スケジュール及び進行管理方法を記載すること。

#### カ 業務の実施体制

当事業の目的を達成するための業務実施体制を記載すること。

### (2) 積算見積書

それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること。

### (3) 本業務に類似した業務受託実績一覧（令和3年度～令和5年度）

### (4) 様式

様式は任意とする。日本産業企画A4版で両面10枚以内（総頁数：20枚以内）とする。なお、表紙及び上記(2)(3)は枚数に含まない。また、印刷は片

面、両面を問わない。

## 8 提案書の無効

次の各号の一つ以上に該当する場合、参加申込書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。  
なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等は無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合。

## 9 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (5) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 10 業務委託予定者の選定

### (1) 公募型企画プロポーザル方式

提案された企画提案書を別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」）が審査を行うものとする。

各参加者からの企画提案書を書面審査により総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

### (2) 審査基準及び配点

| 審査項目    | 評価の視点  | 配点 |
|---------|--------|----|
| 業務遂行能力等 | 業務体制   | 10 |
|         | スケジュール | 10 |

|        |                  |  |     |
|--------|------------------|--|-----|
|        |                  | あるか。   |     |
|        | 業務実績             | ・本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は、特筆すべき業務成果があるか。                      | 10  |
| 企画提案内容 |                  |  |     |
|        | 実施方針<br>(業務理解)   | ・本事業の目的や業務内容を理解しているか。<br>・業務仕様書に記載した要件を満たしているか。            | 5   |
|        | 台湾便に関する商品造成促進活動  | ・国内の旅行会社等に対する働きかけが計画的に行われ、直行便に関する旅行商品造成につながるものか。           | 30  |
|        | 国内の旅行会社向けプロモーション | ・直行便維持拡大のため、戦略的かつ具体的な内容を提案しているか。<br>・直行便の認知拡大、利用促進に繋がるものか。 | 20  |
|        | 独自提案             | ・仕様書に記載されていない活用可能な独自の提案があるか。                               | 10  |
|        | 業務経費             | ・積算単価や数量が妥当であるか。<br>・仕様書及び提案内容と整合性があるか。                    | 5   |
| 合計     |                  |  | 100 |

### (3) 評価方法

- ア 書面により審査を行う（プレゼンテーションは行わない。）。
- イ 審査項目毎に評価点を付す。
- ウ 評価基準は以下のとおりとする。

| 評価点   |       |       |      | 評価      |
|-------|-------|-------|------|---------|
| 30点満点 | 20点満点 | 10点満点 | 5点満点 |         |
| 30～25 | 17～20 | 10～9  | 5    | 優れている   |
| 24～19 | 13～16 | 8～7   | 4    | やや優れている |
| 18～13 | 9～12  | 6～5   | 3    | 普通      |
| 12～7  | 5～8   | 4～3   | 2    | やや劣る    |
| 6～1   | 1～4   | 2～1   | 1    | 劣る      |

#### エ 評価点の算出式

評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

### (4) 業務委託予定者

- ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、評価点平均が60点以上で評価点の合計が最も高い者を業務委託予定者とする。  
その際、同評価点の企画提案者が複数あった場合は、低価格者を業務委託予定者とする。
- イ 企画提案者が1者のみであるときは、評価点平均が60点以上となった場合に、当該企画提案者を業務委託予定者とする。

## (5) 審査結果の通知及び公表

### ア 期日

3で定めるとおり

### イ 発表方法

企画提案書を提出した参加者に対し、書面にて通知する。また、審査結果を空港交流課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書により求めることができる。

## 11 契約手続

### (1) 仕様書の協議

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

### (2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

### (3) その他

この手続に参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

## 12 その他

(1) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。

(2) 本事業の実施に必要な資材は可能な限り県内企業から調達すること。

(3) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。

仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となる可能性がある。

(4) 当事業は、令和6年度予算として執行するものであることから、事業は国及び県の予算が決定し、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに確定するものである。

## 13 問合せ及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎11階）

福島県観光交流局空港交流課（担当：副主査 佐々木）

電話：024-521-7127 FAX：024-521-7913

E-mail：fkskuko@pref.fukushima.lg.jp